

## 現場代理人及び主任技術者等の継続雇用等に関する要領

### (目的)

第1条 小樽市が発注する建設工事について、適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的として、建設工事ごとに配置される現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者又は監理技術者を「主任技術者等」という）の継続雇用等を確認するため、必要な事項を定める。

### (対象建設工事)

第2条 継続雇用の確認対象は、本市が発注する建設工事（当初契約金額が130万円以下の工事を除く。）とする。

### (継続雇用の考え方及び期間)

第3条 継続雇用とは、現場代理人及び主任技術者等と受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、次に掲げる日において、引き続き3か月以上の雇用関係があるものとする。

- (1) 一般競争入札の場合 入札の申し込みをした日
- (2) 指名競争入札の場合 入札の日
- (3) 随意契約の場合 見積書を提出した日

### (継続雇用の確認の時期及び方法)

第4条 受注者は、契約後に本市工事請負契約約款第10条に基づき現場代理人及び主任技術者等を通知する際に、次のいずれかの書類の写しを添付し、提出するものとする。

- (1) 監理技術者資格者証
- (2) 健康保険被保険者証
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- (4) 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、雇用期間が確認できる書類

### (現場代理人及び主任技術者等の変更)

第5条 現場代理人及び主任技術者等は、原則工期途中での変更は認めない。

ただし、病気や退職等の変更せざるを得ない特別な事情が発生し、受注者が現場代理人及び主任技術者等の変更を希望する場合は、現場代理人等変更通知書により届出を行うものとする。

### (継続雇用関係があるとみなす者)

第6条 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合、原因が発生した日において引き続き従前所属建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも継続雇用関係がある者とみなす。

- 2 前項の場合において、組織変更の確認できる契約書等を提出するものとする。
- 3 本市が発注する建設工事の施工中にその工事の受注者が倒産し、新請負建設業者が当該工事に従事していた現場代理人及び主任技術者等を雇用する場合は、変更後に所属する建設業者との間にも継続雇用関係がある者とみなす。
- 4 災害その他やむを得ない事由により、発注者が配置を認めた者は、継続雇用関係がある者とみなす。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以後に告示、指名通知又は見積書を徴する建設工事から適用する。